

佐原広域交流拠点 P F I 事業

入札説明書

入札説明書

佐原広域交流拠点PFI事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は、平成19年5月24日に公表（平成19年9月28日付け変更）した「佐原広域交流拠点PFI事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等、及び回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本入札説明書の規定内容が優先する。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1．公告日 平成19年10月26日（金）

2．契約担当官等

支出負担行為担当官及び契約担当官 関東地方整備局長 北橋建治
埼玉県さいたま市中央区新都心2 - 1
さいたま新都心合同庁舎2号館

3．事業概要

(1) 事業名 佐原広域交流拠点PFI事業

(2) 対象公共施設等

公共施設（公共事業）

ア 堤防（「河川法」（昭和39年法律第167号）第3条第2項に定める河川管理施設）

イ 河川防災ステーション（「河川法」（昭和39年法律第167号）第3条第2項に定める河川管理施設）（「河川防災ステーションの整備について」（平成6年建設省河治発第48号河川局長通達）に定める河川防災ステーション）

ウ 車両倉庫（「河川法」（昭和39年法律第167号）第3条第2項に定める河川管理施設）

エ 河川利用情報発信施設（「河川法」（昭和39年法律第167号）第3条第2項に定める河川管理施設）

オ 水辺交流センター（「河川防災ステーション整備要綱の運用について」（平成6年事務連絡建設省河川局治水課流域治水調整官通達）に定める水防センター）（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設）

カ 地域交流施設（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設）

キ エントランス広場（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設）

ク 修理ヤード（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設）

ケ 河川環境施設

ケ-1 利用ゾーン（親水）

ケ-1-1 ふれあい水路・水辺、観察用通路・磯場、カヌー乗り場「河川法」(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管理施設)

ケ-1-2 河川敷臨時駐車場(「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条に定める公の施設)

ケ-2 利用ゾーン(湿地)

ケ-2-1 観察用通路、湿地(「河川法」(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管理施設)

ケ-3 佐原河岸

ケ-3-1 環境護岸、船舶昇降スロープ、ボートヤード、水辺広場、ボードウォーク、転落防止柵、散策路、佐原ドック(「河川法」(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管理施設)

ケ-3-2 係留棧橋、舟運発着所(「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条に定める公の施設)

コ 緊急船着場(「河川法」(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管理施設)

付帯施設(付帯事業)

民間事業者は、自主的な創意により付帯事業を行うことができる。

(3) 事業場所 千葉県香取市佐原イ3981-2地先他(本宿耕地地先)

(4) 事業内容

佐原広域交流拠点PFI事業(以下「本事業」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBT0(Build-Transfer-Operate)方式により、当該施設の設計・建設等を行い、施設の完成・引渡し後にその維持管理・運営に関する業務を行う。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、別添「佐原広域交流拠点PFI事業 事業契約書(案)」(以下「事業契約書」という。)(資料-1)、「佐原広域交流拠点PFI事業 維持管理・運營業務委託並びに建物使用に関する契約書(案)」(資料-2)及び「佐原広域交流拠点PFI事業 業務要求水準書」(資料-3)を参照のこと。

施設の設計、建設、監理、維持管理、運営に関する業務の内容

本事業に関する業務の概要は以下のとおりである。

ア 設計・建設に関する業務

- ・ 設計業務(本事業に係る工事の設計、必要な調査、申請及び届出)
- ・ 建設工事(本事業に係る工事並びに必要な調査、申請及び届出、工事監理)

イ 維持管理に関する業務

- ・ 建築の維持管理業務(日常保守点検、定期保守点検、修繕、光熱水費)
- ・ 建築設備維持管理業務(日常保守点検、定期保守点検、修繕)
- ・ 清掃(日常清掃、定期清掃)
- ・ 土木の維持管理業務(保守点検、修繕、その他)

ウ 運営に関する業務

- ・ 施設の運營業務
- ・ 安全管理業務
- ・ 広報業務
- ・ 総務業務

(5) 提供される業務の要求水準

別添「佐原広域交流拠点 P F I 事業 業務要求水準書」(資料 - 3) によるものとする。

(6) 事業期間等

P F I 事業

事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日まで。

今後のスケジュールは次のとおりである。

平成 19 年 10 月 26 日	入札公告
平成 19 年 10 月 26 日	入札価格の基準金利設定日
平成 19 年 10 月 29 日 ~ 平成 19 年 11 月 26 日	入札説明書に関する質問受付期間
平成 19 年 10 月 29 日 ~ 平成 19 年 11 月 26 日	第一次審査資料の受付期間
平成 19 年 12 月 12 日	第一次審査結果の通知
平成 19 年 12 月 12 日 ~ 平成 19 年 12 月 21 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成 19 年 12 月 27 日	入札説明書に関する質問回答公表
なお、入札参加者が審査資料作成にあたって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。	
平成 20 年 1 月 10 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成 20 年 2 月 12 日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成 20 年 3 月中旬	第二次審査資料のヒアリング
平成 20 年 4 月 21 日	開札及び落札者の決定
開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
平成 20 年 4 月下旬	落札者との基本協定の締結
平成 20 年 6 月	事業者との事業契約の締結
平成 22 年 2 月 26 日	本施設の引き渡し期限
平成 22 年 4 月	開業
平成 37 年 3 月 31 日	P F I 事業終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、以下の に掲げる業務を実施することを予定する単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。

また、入札参加者は応募企業又は応募グループを構成する企業(以下「構成員」という。)が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループにあっては構成員から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

応募企業又は応募グループの構成員は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する SPC に出資を行うものとする(代表企業は必ず SPC に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が SPC に出資する必要はない。)

なお、SPC の株主は以下の要件を満たすこととする。

ア 応募企業又は応募グループの構成員である株主が SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、かつ、応募企業又は応募グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ SPC の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで SPC の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

入札参加者は、応募にあたり、下記の業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社（応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、SPC から直接下記の業務を受託、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を明らかにするものとする。

ア 設計業務	公共施設及び付帯施設の設計業務
イ 建設業務	公共施設及び付帯施設の建設業務
ウ 監理業務	公共施設及び付帯施設の工事監理業務
エ 維持管理業務	公共施設及び付帯施設の維持管理業務
オ 運營業務	公共施設及び付帯施設の運營業務

なお、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社のうち 1 者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と監理業務とを兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。また、各業務は、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

入札参加表明書並びに競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日以降は、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

（２）応募企業、応募グループの構成員及び協力会社に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

本事業に係る業務に対応した予決令第 72 条の資格の認定等を受けている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。

会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること（上記の再認定を受けた者を除く。）。

参加表明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

応募企業、応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社でないこと。

関東地方整備局及び香取市が本事業に関する検討を委託した国際航業株式会社（同協力事務所としてさくら共同法律事務所、株式会社都市経営戦略研究所及び協伸興業株式会社）、舩越法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者（「関連のある者」とは4（1）なお書きに定める要件を有する者という。以下同じ。）でないこと。

入札説明書に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

（3）設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社(以下「設計企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第3条に掲げる建築物の設計業務（以下「建築設計業務」という。）を行う設計企業は、次の要件を満たすこと。

ア 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

建築設計業務以外を行う設計企業は、次の要件を満たすこと。

ア 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ 平成14年4月1日以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において以下に記載する「同種業務」において1件以上の実績を有する者。

・同種業務：河川構造物設計業務又は河川環境施設設計業務

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても建築設計業務を行う設計企業については、それ以外の設計業務を行う設計企業については、その要件を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は下記による。なお、入札参加者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にしておくこと。

ア 建築（意匠） 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（昭和54年建設省告示1206号）における別表第2、1設計（以下「別表」という。）における(1)及び(2)

イ 建築（構造） 別表における(3)及び(4)

ウ 建築電気設備 別表における(5)及び(6)

エ 建築機械設備 別表における(7)～(10)

オ 土木

次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合にあっては、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、下記、及びの要件を満たしていなければならない。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築(意匠)主任担当技術者については、別表における(1)及び(2)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 建築(構造)主任担当技術者については、別表における(3)及び(4)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 建築電気設備主任担当技術者については、別表における(5)及び(6)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ 建築機械設備主任担当技術者については、別表における(7)から(10)までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ 土木主任担当技術者については、土木一般業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者は設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者、建築(意匠)主任担当技術者及び建築(構造)主任担当技術者については、一級建築士の資格を有する者であること。建築電気設備主任担当技術者及び建築機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。土木主任担当技術者は下記のアからオまでのいずれかの資格を有する者であること。

ア 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「建設」とする者)の資格を有する者。

イ 技術士(建設部門)の資格を有する者。ただし、平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

ウ R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

エ 工学博士(専門分野:河川に関する研究)

オ 高度な河川に関する調査・設計業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。

次に示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成9年4月1日以降に、次のエに示す業務(施設の建設工事の完成、引渡しが無事であったものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者並びに建築(意匠)主任担当技術者、建築(構造)主任担当技術者、建築電気設備主任担当技術者、建築機械設備主任担当技術者及び土木主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築(意匠)主任担当技術者、建築(構造)主任担当技術者にあってはエAの、建築電気設備主任担当技術者にあってはエBの、建築機械設備主任担当技術者にあってはエCの、土木主任担当技術者にあってはエDの項目に該当する実績を有していること。また、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、参加表明書等提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出すること

は支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

エ 実績要件

A 管理技術者、建築(意匠)主任担当技術者、建築(構造)主任担当技術者

a 建物用途： 又は の要件を満たすこと。

庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。以下「事務室等」という。）の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設、又は事務室等に該当する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が下記bの要件を満たす施設を指すものとする。

物品販売業及び飲食店（以下「物品販売業等」という。）を営む店舗（いずれも空気調和設備を有すること）又は類似施設。なお、類似施設とは、物品販売業等に類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設、又は物品販売業等に該当する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が下記bの要件を満たす施設を指すものとする。

b 建物規模 延べ面積 2,000 m²以上

B 建築電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A aに同じ

b 建物規模 A bに同じ

c 工事種目 電灯設備、火災報知設備

C 建築機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A aに同じ

b 建物規模 A bに同じ

c 工事種目 空気調和設備、給排水設備

D 土木主任担当技術者

下記のいずれかの要件を満たす者であること。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。

a 平成9年4月1日以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において以下に記載する「同種業務」において1件以上の実績を有する者。

・ 同種業務：河川構造物設計業務又は河川環境施設設計業務

b 受注者として同種業務の実績が無い場合において、高度な河川に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。

管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

建築(意匠)主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として4件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち次のアからウまでの各工事等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- ア 電気設備工事 A又はB等級
- イ 暖冷房衛生設備工事 A又はB等級
- ウ 一般土木工事 A又はB等級

建築工事に携わる建設企業は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成19・20年度一般競争(指名競争)参加資格の建築工事に係る認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,200点以上であること(上記(4)の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。)

次のアからエまでの各工事に携わる建設企業は、平成8年4月1日以降に、元請として完成・引渡し完了したアからエまでに掲げる基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の建設企業がア、イ、ウ又はエの工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者以上が当該施工実績を有すること。また、別々の建設企業が工区や建物毎等に分けて工事を行う場合は、それぞれの建設企業が当該施工実績を有すること。

ア 建築工事

- A 建物用途(3) エA aに同じ
- B 建物規模(3) エA bに同じ

イ 電気設備工事

- A 建物用途(3) エB aに同じ
- B 建物規模(3) エB bに同じ
- C 工事種目(3) エB cに同じ

ウ 暖冷房衛生設備工事

- A 建物用途(3) エC aに同じ
- B 建物規模(3) エC bに同じ
- C 工事種目(3) エC cに同じ

エ 一般土木工事

- A 掘削又は切土の土量を10,000m³以上とする。

次のアからエまでの各工事に携わる建設企業は、それぞれの工事に該当するアからエまでに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。また、参加表明書等提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の建設企業がア、イ、ウ又はエの工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が下記の技術者を配置できること。また、別々の建設企業が工区や建物毎等に分けて工事を行う場合は、それぞれの工事に該当するアからエまでに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。

ア 建築工事

- A 1級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又

は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

B 平成8年4月1日以降に、上記アの基準を満たす新営工事（建築一式工事）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

C 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

イ 電気設備工事

A 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）の資格を有する者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

B 平成8年4月1日以降に、上記イの基準を満たす新営工事を元請として施工した経験を有する者であること。（なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

C アCに同じ。

ウ 暖冷房衛生設備工事

A 1級管工事施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 - 流体力学」、「機械 - 暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者）の資格を有する者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

B 平成8年4月1日以降に、上記ウの基準を満たす新営工事を元請として施工した経験を有する者であること（なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

C アCに同じ。

エ 一般土木工事

A 1級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者である。
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者）、林業部門（選択科目を「森林土木」とする者）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」とする者）の資格を有する者である。
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者である。

B 平成8年4月1日以降に、上記エの基準を満たす新設工事（土木一式工事）を元請として施工した経験を有する者であること（なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

C アCに同じ。

オ 実績要件

A 建築工事

- a 建物用途(4) アAに同じ
- b 建物規模(4) アBに同じ

B 電気設備工事

- a 建物用途(4) イAに同じ
- b 建物規模(4) イBに同じ
- c 工事種目(4) イCに同じ

C 暖冷房衛生設備工事

- a 建物用途(4) ウAに同じ
- b 建物規模(4) ウBに同じ
- c 工事種目(4) ウCに同じ

D 一般土木工事

- a (4) エAに同じ

(5) 監理企業の参加資格要件

監理業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社(以下「監理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第3条に掲げる建築物の監理業務(以下「建築監理業務」という。)を行う監理企業は、次の要件を満たすこと。

ア 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成19・20年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

監理業務を複数の監理企業が分担して行う場合にあつては、の要件を満たしている者であること。

次のアに示す業務を実施する工事監理者及びイからエまでに示す業務を実施する各監理主任技術者を配置できること。なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次のイからエまでに示す業務を担当し、工事監理者を補助する業務とする。

ア 工事監理者については、建築基準法(昭和25年法律201号)第5条の4第2項に規定する業務及び統括に関する業務。

イ 建築(意匠)監理主任技術者、建築(構造)監理主任技術者については、別表における(2)及び(4)に関する実施設計図書に基づく工事監理。

ウ 建築電気設備監理主任技術者については、別表における(6)に関する実施設計図書に基づく工事監理。

エ 建築機械設備監理主任技術者については、別表における(8)及び(10)に関する実施設計図書に基づく工事監理。

工事監理者、建築(意匠)監理主任技術者は、監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工事監理者及び各監理主任技術者は下記の要件を満たすこと。また工事監理者、建築(意匠)監理主任技術者、建築(構造)監理主任技術者は、平成9年4月1日以降に、完成・

引渡しが完了した前記(4) アの要件を満たす新営工事の工事監理実績(躯体、外装、内装を含むこと。工事監理者については、さらに建築電気設備、建築機械設備を含むこと。)を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務は、工事監理者と建築(意匠)監理主任技術者又は建築(構造)監理主任技術者のどちらか一方との兼務並びに建築電気設備監理主任技術者及び建築機械設備監理主任技術者との兼務は認めるが、それ以外は認めない。ただし兼務する者は、兼務するそれぞれの要件を満たすこと。また、入札参加表明書等提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア 工事監理者は一級建築士の資格を有する者であること。建築(意匠)監理主任技術者、建築(構造)監理主任技術者については、前記(4) アAの要件を満たす者であること。

イ 建築電気監理主任技術者については、前記(4) イAの要件を満たす者又は一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

ウ 建築機械監理主任技術者については、前記(4) ウAの要件を満たす者又は一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社(以下「維持管理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

平成19・20・21年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁共通)審査において、資格の種類が「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「維持修繕工事」に係る平成19・20年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

維持管理業務を複数の構成員等が共同して行う場合にあっては、いずれの構成員等も当該業務を遂行するにあたって必要な 及び を有すること。

次のアの業務に携わる維持管理企業は、平成8年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了したアに掲げる基準を満たす工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の維持管理企業がアの工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者以上が当該施工実績を有すること。

ア 維持修繕工事

河川に関わる堤防の除草工事(機械除草(肩掛式を除く。))の施工実績を有すること。

ここでいう河川とは、一級河川、二級河川、準用河川とする。

アの工事に携わる維持管理企業は、次に示す資格及び実績を有し、以下の業務を実施する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 維持修繕工事

主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者である。
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者）、林業部門（選択科目を「森林土木」とする者））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」とする者）の資格を有する者である。
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者である。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者である。
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者）、林業部門（選択科目を「森林土木」とする者））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」とする者）の資格を有する者である。
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者である。

イ 実績要件

修繕工事：(6) アに同じ

(7) 運営企業の参加資格要件

運營業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社（以下「運営企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

物販施設、飲食施設に携わる運営企業は、平成19・20・21年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「物品の販売」又は「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

なお、施設ごとに運営企業を置く場合は、物販施設のみに携わる運営企業については資格の種類が「物品の販売」、飲食施設のみに携わる運営企業については資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

安全管理業務に携わる運営企業は、平成19・20・21年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

上記及びを除く運営企業は、平成19・20・21年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

次のアからエまでの運營業務に携わる運営企業は、平成9年4月1日以降に、次の運営実績又は運営能力をそれぞれ有すること。運營業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、それぞれの運営企業が該当するアからエまでの要件を満たしている者であること。

ア 物販施設：「日本標準産業分類」（総務省）による産業分類（中分類）の「55各種

商品小売業」及び「57 飲食料品小売業」「60 その他の小売業」の運営業務の実績があること。

イ 飲食施設：「日本標準産業分類」(総務省)による産業分類(中分類)の「70 一般飲食店」の運営業務の実績があること。

ウ 展示施設：次のAからCまでのいずれかの要件を満たすこと。

A 博物館法(昭和26年法律第285号)上の登録博物館若しくは博物館相当施設の運営業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。

B 国又は地方自治体の博物館、資料館、美術館、広報施設その他類似施設の事務・案内業務、運営計画検討業務のいずれかの業務実績があること。

C 民間の博物館、資料館、美術館、広報施設その他類似施設の施設運営業務、運営計画検討業務のいずれかの業務実績があること。

エ 安全管理：次の要件を満たすこと。

A 「警備業法」第4条に基づく認定を有する者であること。

5. 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話 048-601-3151(代)内線 2525

6. 競争参加資格の確認(第一次審査)等

(1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書等を提出し、支出負担行為担当官及び契約担当官 国土交通省関東地方整備局長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4.(2)、(3)ア及びア、(4)及び、(5)ア、(6)及び、(7)からまでの認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4.(2)及びからまでに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)ア及びア、(4)及び、(5)ア、(6)及び、(7)からまでの認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4.(3)イ、イ及びからまで、(4)及び、(5)イ、からまで、(6)からまで、(7)に掲げる要件を満たしているときは開札の時ににおいて上記企業が4.(2)、(3)ア及びア、(4)及び、(5)ア、(6)及び、(7)からまでに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

提出期間：平成19年10月29日(月)から平成19年11月26日(月)18時00分まで

提出場所： 5 . に同じ。

提出方法： 郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出書類は、別添「佐原広域交流拠点 P F I 事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)(資料 - 11) に従い作成すること。

(3) 4 . (3) イ、(4) 、(6) 、(7) の同種の工事等の施工実績及び 4 . (3) 、(4) 、(5) 、(6) の配置予定の技術者の同種の工事等の経験確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事等の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 19 年 12 月 12 日（水）までに通知する。

(5) 参加表明書等の提出期限の日以降は、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更並びに追加及び携わる予定業務の変更を認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において 4 . に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4 . (2) 、(3) ア及び ア、(4) 及び 、(5) ア、(6) 及び 、(7) から までの認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4 . (2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4 . (3) ア及び ア、(4) 及び 、(5) ア、(6) 及び 、(7) から までの認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ 4 . (3) イ、 イ及び から まで、(4) 及び 、(5) イ、 から まで、(6) から まで、(7) に掲げる要件を満たし、落札の時に当該企業が 4 . (2) 、(3) ア及び ア、(4) 及び 、(5) ア、(6) 及び 、(7) から までに掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を別添「様式集」に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官及び契約担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却する。

(5) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、別添「様式集」を熟読し、脱漏・不備等がないよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。

希望者は「利根川史料室」に収蔵されていた資料、建設機械展示場展示機械等の保管状況を見学することができる。見学についての問い合わせ及び申し込み先は、下記のとおりとする。

国土交通省関東地方整備局河川計画課

住所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電話 048-601-3151 (代表) 内線 3648

FAX 048-600-1378

メールアドレス sawara-pfi@ktr.mlit.go.jp

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官及び契約担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

受付期間：平成 19 年 12 月 12 日(水)から 12 月 21 日(金)まで。

受付場所：5. に同じ。

提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

(2) 支出負担行為担当官及び契約担当官は、説明を求められたときは、平成 20 年 1 月 10 日(木)までに書面により説明を求めた者に対し回答する。

8. 本件入札説明書に関する質問

(1) 本件入札説明書に関する質問(実施方針等に記載があつて本件入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。)がある場合には、「様式集」に従い質問書を提出すること。

期間：平成 19 年 10 月 29 日(月)から平成 19 年 11 月 26 日(月)まで。

場所：5. に同じ。

方法：質問書は電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存した 3.5 インチのフロッピーディスクを郵送(書留郵便に限る。)又は当該電子ファイルを電子メールにより提出するものとし電送によるものは受け付けない。なお、電子メー

ルの送付先は下記のとおりとする。

メールアドレス sawara-pfi@ktr.mlit.go.jp

(2)(1)の質問に対する回答書は、次のとおり国土交通省関東地方整備局のホームページ
(URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/>)等に掲載する。

回答予定日：平成19年12月27日(木)

9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

(1) 提出日時：平成20年2月12日(火)18時00分まで。

(2) 提出場所：5.に同じ。

(3) 提出方法：郵送(書留郵便に限る。)すること。

電送による提出は認めない。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に関する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は郵送(書留郵便に限る。)すること。電送による入札は認めない。

入札書は、別添「様式集」に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名(グループ名及び代表企業の氏名)を表記し、公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係宛の親展(書留)で提出しなければならない。

の入札書は公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するにあたっては、支出負担行為担当官及び契約担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、その委任状を別添「様式集」に従い作成し、と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、申し出るものとする。

入札執行前にあっては、別添「様式集」に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

入札執行中にあっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、別添「PFI事業費の算定及び支払方法」（資料-4）を参照すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、契約担当官等が指定する日時に行う。

11. 第二次審査資料等

(1) 第二次審査資料は、別添「様式集」に定めるところに従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以

外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は5.に同じ。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は免除する。

ただし、事業者は建設工事の履行を確保するため、各事業着手日から施設引渡日までを期間として、国の施設に係る建設工事費、調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、支出負担行為担当官 関東地方整備局長又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官関東地方整備局長に寄託すること。

また、香取市の施設に係る建設工事費、調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、香取市長又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を香取市長に寄託すること。

なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、建設企業及び監理企業によって締結される場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官関東地方整備局長及び香取市長のために設定するものとする。

13. 開札

- (1) 日 時：平成20年4月21日(月)午前10時00分。
- (2) 場 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館 17階
国土交通省関東地方整備局総務部契約課入札室
- (3) その他：入札者(応募企業又は応募グループの代表企業)又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合に

は落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官及び契約担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時に
おいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 「入札参加表明書」に記載された応募企業又は応募グループの代表企業以外の者のした入
札

(4) 「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国及び香取市にとって最も有利な事業計画を提案した者
を選定する総合評価落札方式(「会計法」(昭和22年法律第35号)第29条の6、「予決
令」第91条第2項)により事業者を選定する。

また、国は、政府調達協定(「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に
関する協定」をいう。)の趣旨に鑑み、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特
定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)を準用する。

(2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、国土
交通省関東地方整備局内に平成19年3月30日付けで設置した「佐原広域交流拠点PFI
事業有識者等委員会」(以下「有識者等委員会」という。)において、入札参加者が提案
する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国は有識者等委員会の調査審議結
果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	鈴木 庸夫	千葉大学法科大学院教授
委 長	鈴木 伸治	横浜市立大学国際総合科学部准教授
委 員	糠谷 隆	千葉県立中央博物館大和分館上席研究員
委 員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
委 員	福川 裕一	千葉大学工学部教授
委 員	武藤 博己	法政大学法学部教授(平成19年4月16日~平成19年9月28日)

委員 宮崎 伸光 法政大学法学部教授(平成 19 年 10 月 3 日～)
委員 村橋 保春 株式会社 N T T 経営研究所アソシエイツパートナー / 地域創
生戦略チームリーダー

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格があると認められた入札参加希望者(以下「入札参加者」という。)は、第二次審査資料を提出することができる。

第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「佐原広域交流拠点 P F I 事業 事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)(資料 - 5)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、選定基準に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

付帯施設(付帯事業)の提案がある場合、その提案内容に応じて加点評価する。ただし、その提案が以下に相当すると国が判断した場合には、付帯施設(付帯事業)の提案を不採用とすることがある。

- ・ 本事業の目的に適合しない場合
- ・ 付帯事業としての事業性を確保できない場合

国は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を欠格とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

総合評価

ア 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

ウ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

入札結果の公表

入札結果は、民間事業者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定書を締結した後に公表する。

16．基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官及び契約担当官 関東地方整備局長）を相手方として、「佐原広域交流拠点PFI事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書」という。）（資料 - 6）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17．SPC の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを契約締結時までに設立するとともに、落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、当該SPCに対して出資するものとする。なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、「基本協定書」を参照のこと。

18．事業契約の締結

（1）契約書作成の要否等

「事業契約書」により、作成するものとする。

（2）事業契約の締結

SPCは、落札決定後50日以内に、国（支出負担行為担当官及び契約担当官 関東地方

整備局長)を相手方として、「事業契約書」により事業契約を締結しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とする。

19. 手続における交渉の有無 無

20. 支払条件

「PFI事業費の算定及び支払方法」(資料-4)を参照のこと。

21. 建設工事保険等付保の要否

「事業者等が付す保険等」(資料-7)を参照のこと。

22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

23. 苦情申し立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0384(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。